

| 横浜市環境創造審議会 第3回環境影響評価制度検討部会 会議録 | |
|--------------------------------|---|
| 日時 | 平成21年9月4日 13:30～15:45 |
| 開催場所 | 関内駅前第二ビル 2階特別会議室(2C) |
| 出席委員 | 相澤貴子、猪狩庸祐、工藤信之、猿田勝美、水野建樹 |
| 欠席委員 | なし |
| 開催形態 | 公開(傍聴者なし) |
| 議題 | 1. 環境影響評価に関する制度のあり方について 2. その他 |
| 決定事項 | ・第2回部会会議録概要を確定する。 |
| 議事 | <p>1 第2回部会の会議録概要の確認 第2回部会の会議録概要を確定した。</p> <p>2 環境影響評価に関する制度のあり方について (事務局) 資料2により、今回の検討事項について、資料3により、対象事業について説明。 (猪狩部会長) 運動レクリエーション施設等について、アセスを実施した例はないが、事業の事例はあったのか。 (事務局) 都市公園では条例等の規模要件を超えるものがあったが、都市計画決定された時期との関係でアセス対象にはならなかった。 (猪狩部会長) 高層建築物の関係では、高さ制限よりも低い建物が建っている事例がある。建物の高さを抑えて敷地いっぱい建てると、公開空地や緑地が少なくなるという問題がある。 (事務局) 対象事業については、資料3(1)に種類についての見直しの考え方を示した。これまでに事例のない事業の精査の考え方や汚染土壌の処理施設についての対応、大規模小売店舗について、事務局としての観点を示した。 地域で環境問題が懸念される事業として、大規模商業施設や自動車駐車場を挙げたが、現在の経済状況などから考え、規模が大きく環境に著しい影響があるものは、それほど多くないのではないか。 (水野委員) 樹林地を開発する事業に対して、緑の保全をアセスでどう評価するのか。緑が減ることを防止するのは難しいのではないか。 (猪狩部会長) 緑地の量的には、事業者に代替もしくは現存で残させることで開発を認める方法がある。現状維持が望ましいが、それでは開発できないので、代替緑地をどう考えるかという問題がある。 (事務局) 緑に関しては、都市計画としてできる限りのコントロールをしている。それでも出てくる事業に対して、事前配慮のような早い段階ならコントロールできるのでは</p> |

ないか。アセス段階では総量を残すことはできない。

(猪狩部会長)

駐車場や大規模店舗などは、他法令に基づく手続があり、重複しないようにどう扱うかということが指摘されている。

(事務局)

開発行為に関して調整区域の規模をどうするのか、みどりアップの施策や委員の意見から整理できればと考えている。

(猪狩部会長)

横浜市の現況と実質的な影響の度合いを考える必要がある。

(相澤委員)

商業施設などは大きさを決められるが、環境リスクという観点から、自然科学研究所のバイオハザードなどを考えると、規模は小さくても環境への影響が大きい場合は考慮されているのか。

(事務局)

自然科学研究所に関しては、敷地面積が3ヘクタール以上で、かつ化学物質等を使用する施設として法令で届出が規定されているという要件。個別法による制限と、アセスによる制限とは役割が違う。

(相澤委員)

他の法制度との関係について、役割も含め整理して欲しい。

(工藤委員)

大きな工場が閉鎖した後に敷地分割して中小企業が入り、全体的に環境が悪化するような事態が懸念される。

(事務局)

工場の跡地に小規模な廃棄物処理施設が複数できてしまう懸念がある。まとまった土地はそのまま活用してもらおう方向であり、土地取引の事前届出をってもらう制度がある。

(猿田委員)

現在の面積要件よりも規模の小さい事業で、問題を起こした事例があるようなら、場合によっては要件を小さくする方向での検討もあり得る。

(事務局)

調整区域については、1ヘクタール以上の開発事例を調べてある。年に4~5件、介護施設やゴルフ練習場、墓地などがある。5ヘクタール以上のものは年1件程度である。

(猪狩部会長)

対象事業については、横浜市の実情や他法令との関係を踏まえて、事務局から示された課題については検討が必要。

(事務局)

資料4により、環境影響評価項目等の考え方について説明。

(猪狩部会長)

埼玉県の技術マニュアルが示されたが、定量的な評価がされているのか。

(事務局)

標準的な手法と比較した削減量や現状と比べた削減率を示した事例、定性的な保全措置の記載のみの事例があるようだ。

(水野委員)

定量的な評価の手法について、マニュアルを作る必要があるのではないか。LCA的な考え方も必要であり、これまでの評価項目とは異なる。事業のどこで二酸化炭素を出すのか分かるので、事業者にもメリットがある。

(猪狩部会長)

温室効果ガスを取り入れる方向で考える。評価方法の工夫が必要である。

(事務局)

再生エネルギーの活用などと組み合わせて、排出量の削減だけでなく、全体的に貢献する努力を引き出せるようにできればよい。

(水野委員)

量を把握できれば削減方法につながる。二酸化炭素を減らす技術やシステムはある。

(相澤委員)

CO₂-D₃₀などの施策をアセスの中に組み込むようにしていくのか。

(猪狩部会長)

施策の実効性を上げるためにも、個別の事業の中で評価して削減していく必要がある。

(工藤委員)

国や横浜市の削減目標の中で議論するのは難しいのではないかと。

(猪狩部会長)

定量的な評価は難しいが、より影響を小さくする努力をしてもらうのがアセス制度の本来のあり方である。

(猿田委員)

排出量の削減にどれだけ努力しているかであり、横浜市の目標の何%かを担うということではないのではないかと。

(事務局)

資料5により、その他環境影響評価制度に関する事項について説明。

(猪狩部会長)

長期未着手事業については、時間経過で考えるという方向でよいと思う。再実施すべきかどうかは一律には決められないので、まず協議をする。

(事務局)

一定のルールを定め、情報を収集して事業者と協議し、方向性を決めると考えている。

(工藤委員)

道路などに未着手の事例があるのではないかと。

(猪狩部会長)

アセスの結果を許認可に反映させるという考え方なので、都市計画決定されているものは対象にならない。

都市計画との関係では、アセス結果を反映させることと、手続きの重複を避ける

ことの両方をクリアする必要がある。

(猿田委員)

都市計画決定権者がアセスの手続きをする必要はなく、アセスの結果を反映して都市計画決定すればよいのではないか。

(事務局)

都市計画の時点では事業予定者が変わる可能性があるので、決定権者が手続きを行っている。

(猪狩部会長)

事業予定者を制度に位置づける必要がある。

(水野委員)

運用上の問題だけなら制度にする必要があるのか。

(相澤委員)

アセス手続後に問題が明確になった場合、都市計画決定権者の責任はどうなるのか。

(猪狩部会長)

手続きに不備があるか、行政処分に瑕疵があるかなどが問題になる。

(事務局)

都市計画決定権者が主体となって、都市計画と併せて手続きを進める意義はあると考えている。都市計画決定権者も特定目的会社も、手続上の事業者は実際の業務ができないため、その位置づけを明確にする方向で検討する。

(猪狩部会長)

法との関係は、他都市と足並みをそろえて国に働きかけるよう、本部会からも要請したい。

(猿田委員)

県知事が関係市町村の意見を列記するか、或いは直接、意見を出せるようにすべき。

(事務局)

国でも検討中で、横浜市として国家要望もしているが、政令市全体での働きかけが必要と考えている。少なくとも横浜地域で収まる事業については、市の意見が反映されるべき。

(事務局)

資料6により、準備書・評価書手続きの見直しについて説明。

(猪狩部会長)

新案は、環境配慮計画書からアセス手続に入る、市民意見を聴く機会は3回で現状と変わらない。準備書以降の手続きを考えようということ。

現在、事業者は評価書の段階で明らかにすることも多いが、事業者の姿勢の問題でもある。

(猿田委員)

見解書は市民の意見書に対する見解であり、意見書がない場合には提出されない。準備書からの審査の経過が反映されるものがあるのか。

(事務局)

| | |
|---------------------------------|---|
| | <p>現状でも審査会で出された意見には補足資料で説明している。審査会として納得できるまで、補足資料を求めることになるのではないか。</p> <p>(猿田委員)</p> <p>新案では、準備書に対する審査書を勘案して評価書が作成されるが、評価書の審査を行わないため、審査意見にどう対応したのかわからない。</p> <p>(事務局)</p> <p>現在は、準備書からの変更点が評価書に明記されて確認できるが、それを準備書の審査の段階で行うという考え方。</p> <p>(水野委員)</p> <p>準備書の審査で納得ゆくまで議論し、最終的な結果を評価書に書くということか。</p> <p>(猿田委員)</p> <p>審査意見が評価書に盛り込まれていない場合でも、それに対する意見は言えない。評価書の前に担保できる手法があるのか。</p> <p>(水野委員)</p> <p>今でも評価書から報告書の段階で同じことが起こりうるのではないか。</p> <p>(事務局)</p> <p>現在も、審査書以降は事務局が確認している。審査会で議論された内容に関して、評価書の前に事業者から最終的な考えを示してもらおう方法を検討する。</p> <p>(猪狩部会長)</p> <p>実質的に事業者の最終意思表示に近いものの審査が担保できるよう検討してもらいたい。</p> <p>全体として、できるだけ早い時期から事業内容や環境に対する取り組みを報告させ、環境に関する意見を広く求め、審査していく。事業者も意識的に早く取り組まなければならない。</p> <p>(事務局)</p> <p>これまでの議論をまとめて次回示す。</p> |
| <p>資 料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p> | <p>1 資料</p> <p>会議次第</p> <p>資料1 第2回環境影響評価制度検討部会の会議録(案)</p> <p>資料2 今回の検討事項について</p> <p>資料3 対象事業について</p> <p>資料4 環境影響評価項目等の考え方について</p> <p>資料5 その他環境影響評価制度に関する事項について</p> <p>資料6 準備書・評価書の手続きの見直しについて</p> <p>参考資料 他都市の条例対象項目</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は10月6日(火)に開催予定</p> |